○省令様式一覧

別紙⑦

No	様式名	様式番号
1	技能実習計画認定申請書	別記様式第１号
2	技能実習計画認定通知書	別記様式第２号
3	技能実習計画軽微変更届出書	別記様式第３号
4	技能実習計画変更認定申請書	別記様式第４号
5	技能実習計画変更認定通知書	別記様式第５号
6	立入検査証（主務大臣）	別記様式第６号
7	実習実施者届出書	別記様式第７号
8	実習実施者届出受理書	別記様式第８号
9	技能実習実施困難時届出書	別記様式第９号
10	実施状況報告書	別記様式第10号
11	監理団体許可申請書／監理団体許可有効期間更新申請書	別記様式第11号
12	監理事業計画書	別記様式第12号
13	取扱職種範囲等変更命令通知書	別記様式第13号
14	監理団体許可証	別記様式第14号
15	監理団体許可証再交付申請書	別記様式第15号
16	事業区分変更許可申請書及び許可証書換申請書	別記様式第16号
17	変更届出書／変更届出書及び許可証書換申請書	別記様式第17号
18	技能実習実施困難時届出書	別記様式第18号
19	事業廃止届出書／事業休止届出書	別記様式第19号
20	立入検査証（労働基準監督官・船員労務官）	別記様式第20号
21	事業区分変更通知書	別記様式第21号
22	監査報告書	別記様式第22号
23	事業報告書	別記様式第23号
24	立入検査証（機構への立入検査関係）	別記様式第24号

別記様式第１号（第４条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）
第１面　Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

※　認定番号	

技 能 実 習 計 画　　認 定 申 請 書

年　　月　　日

外国人技能実習機構　理事長　殿

申請者

次の技能実習計画について、申請者は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下法という。）第 10 条各号に規定する欠格事由（第７面記載）を確認するとともに、そのいずれにも該当しないことを誓約し、法第８条第１項の認定を申請します。

（団体監理型技能実習に係るものである場合）

申請に係る技能実習計画の作成につき、申請者を指導したことを証明します。

監理団体

（注意）
※印欄には、記載しないこと。

別記様式第１号（第４条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

第２面　Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

技　能　実　習　計　画

作成日：　　年　　月　　日

１申請者	①実習実施者届出受理番号					
	（ふりがな） ②氏名又は名称					
	③住所		〒　　－ （電話　　―　　―　　）			
	法人	（ふりがな） ④代表者の氏名				
		⑤法人番号				
		（ふりがな） ⑥役員の氏名、役職名及び住所		氏名	役職名	住所
			①			〒　　－
			②			〒　　－
			③			〒　　－
			④			〒　　－
			⑤			〒　　－
			⑥			〒　　－
	⑦業種		大分類（　　、　　）　小分類（　　、　　）			
２技能実習を行わせる事業所	（ふりがな） ①名称					
	②所在地		〒　　－ （電話　　―　　―　　）			
	（ふりがな） ③技能実習責任者の氏名及び役職名				役職名	

	（ふりがな） ④技能実習指導員の氏名及び役職名		役職名	
	（ふりがな） ⑤生活指導員の氏名及び役職名		役職名	

３技能実習生	①氏名	ローマ字	
		漢字	
	②国籍（国又は地域）		
	③生年月日、年齢及び性別		年　月　日（　才）　性別（男・女）
	④帰国（予定）期間		年　月（年　月　日～　年　月　日）

４技能実習の区分	□ A（第一号企業単独型技能実習）□ D（第一号団体監理型技能実習） □ B（第二号企業単独型技能実習）□ E（第二号団体監理型技能実習） □ C（第三号企業単独型技能実習）□ F（第三号団体監理型技能実習）

５技能実習の内容	①移行対象職種・作業の場合		コード番号（　） 職種名（　）　作業名（　）
		複数実施の場合	コード番号（　） 職種名（　）　作業名（　）
	②移行対象職種・作業以外の場合		
	③入国後講習		第３面「入国後講習実施予定表」のとおり
		入国前講習実施の有無	□ 有　□ 無
	④実習		第１号技能実習にあっては第４面「実習実施予定表」、第２号技能実習又は第３号技能実習にあっては第５面「実習実施予定表（１年目）」及び第６面「実習実施予定表（２年目）」のとおり

６技能実習の目標		□ 技能検定（試験名：　、級：　） □ 技能実習評価試験（試験名：　、級：　） □ その他（内容：　）
	複数実施の場合	□ 技能検定（試験名：　、級：　） □ 技能実習評価試験（試験名：　、級：　） □ その他（内容：　）

７前段階の目標の達成状況	①目標の達成		□ 技能検定（試験名：　、級：　） □ 技能実習評価試験（試験名：　、級：　）
		複数実施の場合	□ 技能検定（試験名：　、級：　） □ 技能実習評価試験（試験名：　、級：　） □ その他（内容：　）
	②前段階の技能実習計画の認定番号		

８技能実習の期間及び時間数	延べ期間　年　月　日間 （　年　月　日～　年　月　日） 合計時間　時間（入国後講習　時間、実習　時間）

９	①監理団体の許可番号	

団体監理型技能実習	②監理団体の許可の別	□ 一般監理事業　　□ 特定監理事業
	③監理団体の名称（ふりがな）	
	④監理団体の住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
	⑤監理団体の代表者の氏名（ふりがな）	
	⑥監理責任者の氏名（ふりがな）	
	⑦担当事業所の名称（ふりがな）	
	⑧担当事業所の所在地	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
	⑨計画指導担当者の氏名（ふりがな）	
	⑩取次送出機関の氏名又は名称（送出機関番号又は整理番号を記載すること。）	送出機関番号　　整理番号

10 技能実習生の待遇	①報酬	賃金	月給 ・ 日給 ・ 時給　　円
		講習手当	円
		その他	円
	②雇用契約期間		期間の定め（有（　年　月　日 ～　年　月　日）・ 無）
	③労働時間及び休憩		時　分 ～　時　分 （休憩：　時　分 ～　時　分）
	④所定労働時間		年間　　時間 ／ 週平均　　時間
	⑤休日		
	⑥休暇		
	⑦宿泊施設		
	⑧技能実習生が定期に負担する費用		食費　　円、居住費　　円、その他　　円

11 備考	※　過去１年以内に技能実習実施困難時届出書を提出した技能実習生の有無 □　有　　□　無

（注意）

1　１欄の①は、この申請を行うまでに、既に法第 17 条の規定による実施の届出を行い、実習実施者届出受理番号を得ている者については記載すること。

2　１欄の④及び⑥について、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

3　１欄の⑦は、日本標準産業分類の大分類及び小分類の記号及び名称を記載すること。

4　２欄について、技能実習を行わせる事業所が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

5　３欄の①は、ローマ字で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。

6　３欄の④は、第３号技能実習に係る申請である場合には、第２号技能実習の終了後第３号技能実習の開始までの間又は第３号技能実習開始から１年以内における本国への一時帰国の期間（一時帰国する予定の期間を含む。）を記載すること。帰国期間が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

7　５欄の①及び②について、移行対象職種・作業である場合には、主務大臣が別途定めるコード表を参照した上でコード番号、職種名及び作業名を記載すること。移行対象職種・作業でない第１号技能実習に係る技能実習計画である場合には、技能実習の内容が分かるように具体的に記載すること。

8　５欄の①について、複数の職種及び作業を実施する場合には、技能検定又は技能実習評価試験の合格に係る目標を定めた職種及び作業については、コード番号、職種名及び作業名を記載し、その他の職種及び作業については、複数実施の場合の欄にコード番号を全て記載すること。また、複数の職種及び作業を実施する理由を 11 欄に記載すること。

9　５欄の③及び④は、技能実習の区分に応じた所定の様式で作成し、提出すること。

10　５欄の③につき入国前講習を実施している場合には、その内容について別紙により提出すること。

11　６欄及び７欄について、複数の職種及び作業を実施する場合には、主たる職種及び作業については、上欄に記載し、主たる職種及び作業以外の職種及び作業については、下欄の複数実施の場合の欄に記載すること。

12　６欄について、その他の欄にチェックマークを付す場合には、目標とする業務内容、水準等を具体的に記載すること。

13　７欄について、第２号技能実習に係る申請である場合には第１号技能実習に係る技能実習計画において定めた目標の達成状況を、第３号技能実習に係る申請である場合には第２号技能実習に係る技能実習計画において定めた目標の達成状況を記載すること。

14　８欄について、技能実習の期間が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

15　９欄の⑩括弧書きについて、外国人技能実習機構のホームページにおいて公表されている外国の送出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人技能実習機構から提示された整理番号を記載すること。

16　10 欄の②について、雇用契約期間が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

17　11 欄には、認定の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。また、過去１年以内に技能実習実施困難時届出書を提出した技能実習生の有無（※印）について、該当する欄にチェックマークを付すこと。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第１号（第４条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

第３面　Ａ

入 国 後 講 習 実 施 予 定 表

講習実施施設
　施　設　名
　所　在　地
　連　絡　先

法的保護に必要な情報について講義を行う講師
　氏　　名
　職　　業
　所 属 機 関
　専門的知識の経歴
　資 格 ・ 免 許

講習期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

講　習　内　容 講師の氏名（役職・経験年数・委託の有無）		合計時間	時間数											
			１月目	２月目	３月目	４月目	５月目	６月目	７月目	８月目	９月目	10月目	11月目	12月目
1														
2														
3														
4														
5														
合　計　時　間		h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h

（注意）
　予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

別記様式第１号（第４条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

第３面　Ｄ

入 国 後 講 習 実 施 予 定 表

講習実施施設

①　施設名：　　所在地：　　連絡先：

②　施設名：　　所在地：　　連絡先：

③　施設名：　　所在地：　　連絡先：

監理団体（講習の実施者）

名　　称

住　　所

代表者の氏名

法的保護に必要な情報について講義を行う講師

氏　　名

職　　業

所 属 機 関

専門的知識の経歴

資 格 ・ 免 許

講習期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

月	日	曜日	講習内容 午前（　：　～　：　）	委託	午後（　：　～　：　）	委託	講習施設	時間数	講師の氏名

					合計時間数			時間	

（注意）

1　講習施設が複数ある場合は、それぞれの施設名、所在地及び連絡先を記載し、講習施設の欄に、該当する番号を記載すること。

2　入国後講習を委託する場合は、委託する各日の科目ごとに「○」を記載すること。

別記様式第１号（第４条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

第４面　Ａ・Ｄ

実 習 実 施 予 定 表

技能実習を行わせる事業所

① 事業所名　　所在地

② 事業所名　　所在地

③ 事業所名　　所在地

実習期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

技能実習の内容 必須業務、関連業務及び周辺業務の別 指導員の役職・氏名（経験年数）			事業所	合計時間	月・時間数											
					１月目	２月目	３月目	４月目	５月目	６月目	７月目	８月目	９月目	10月目	11月目	12月目
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
合　計　時　間				h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h

（注意）

予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

使用する素材、材料等	
使用する機械、器具等	
製品等の例	
指導体制	

別記様式第１号（第４条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

第５面　Ｂ・Ｃ・Ｅ・Ｆ

実 習 実 施 予 定 表 （ １ 年 目 ）

技能実習を行わせる事業所
① 事業所名　　所在地
② 事業所名　　所在地
③ 事業所名　　所在地
実習期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

技能実習の内容 必須業務、関連業務及び周辺業務の別 指導員の役職・氏名（経験年数）			事業所	合計時間	月・時間数											
					１月目	２月目	３月目	４月目	５月目	６月目	７月目	８月目	９月目	10月目	11月目	12月目
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
合　計　時　間				h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h

（注意）
予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

使用する素材、材料等	
使用する機械、器具等	
製品等の例	
指導体制	

別記様式第１号（第４条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

第６面　Ｂ・Ｃ・Ｅ・Ｆ

実 習 実 施 予 定 表 （ ２ 年 目 ）

技能実習を行わせる事業所

① 事業所名　　所在地

② 事業所名　　所在地

③ 事業所名　　所在地

実習期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

技能実習の内容 必須業務、関連業務及び周辺業務の別 指導員の役職・氏名（経験年数）			事業所	合計時間	月・時間数											
					１月目	２月目	３月目	４月目	５月目	６月目	７月目	８月目	９月目	10月目	11月目	12月目
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
合　計　時　間				h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h

（注意）

予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

使用する素材、材料等	
使用する機械、器具等	
製品等の例	
指導体制	

別記様式第１号（第４条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

第７面　Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

私（申請者）は、法第 10 条各号に規定する下記欠格事由のいずれにも該当しないことを確認しましたので、その旨をここに誓約します。　□※

（注意）
申請者本人がチェックマークを付すこと。

【法第 10 条各号に規定する欠格事由】

○　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）（抄）
（認定の欠格事由）
第十条　次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。
一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
二　この法律の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定（第四号に規定する規定を除く。）であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
四　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十六条、第百五十九条若しくは第百六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百二条、第百三条の二若しくは第百四条第一項（同法第百二条又は第百三条の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
五　心身の故障により技能実習に関する業務を適正に行うことができない者として主務省令に定めるもの
六　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
七　第十六条第一項の規定により実習認定を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者
八　第十六条第一項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第三号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二号、第二十五条第一項第五号及び第二十六条第五号において同じ。）であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
九　第八条第一項の認定の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
十　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第十三号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。）
十一　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
十二　法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
十三　暴力団員等がその事業活動を支配する者

○　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第百三十六号）（抄）
（法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの）
第一条　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。
一　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百十七条（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第八十九条第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項の規定により適用される場合を含む。）、第百十八条第一項（労働基準法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第百十九条（第一号（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第

三十七条の規定に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第百二十条（第一号（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百二十一条の規定

二　船員法（昭和二十二年法律第百号）第百二十九条（同法第八十五条第一項の規定に係る部分に限る。）、第百三十条（同法第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十五条及び第六十六条（同法第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）及び第百三十一条（第一号（同法第五十三条第一項及び第二項、第五十四条、第五十六条並びに第五十八条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百三十五条第一項の規定（これらの規定が船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）

三　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第六十三条、第六十四条、第六十五条（第一号を除く。）及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条の規定

四　船員職業安定法第百十一条から第百十五条までの規定

五　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十一条の三、第七十一条の四、第七十三条の二、第七十三条の四から第七十四条の六の三まで、第七十四条の八及び第七十六条の二の規定

六　最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定

七　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第四十条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同条第二項の規定

八　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十九条、第五十条及び第五十一条（第二号及び第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

九　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

十　労働者派遣法第五十八条から第六十二条までの規定

十一　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四十八条、第四十九条（第一号を除く。）及び第五十一条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

十二　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定

十三　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十二条から第六十五条までの規定

十四　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定

十五　労働者派遣法第四十四条第四項の規定により適用される労働基準法第百十八条、第百十九条及び第百二十一条の規定、船員職業安定法第八十九条第八項の規定により適用される船員法第百二十九条から第百三十一条までの規定並びに労働者派遣法第四十五条第七項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百十九条及び第百二十二条の規定

○　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号）（抄）

（技能実習に関する業務を適正に行うことができない者）

第十六条の二　法第十条第五号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、精神の機能の障害により技能実習に関する業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

別記様式第２号（第５条第２項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

技 能 実 習 計 画　　認 定 通 知 書

殿

外国人技能実習機構　理事長　　㊞

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第８条第１項の認定の申請があった技能実習計画について、下記のとおり同項の認定をしましたので通知します。

記

１認定番号			
２申請年月日			年　　月　　日
３認定年月日			年　　月　　日
４技能実習の期間			年　　月　　日　～　　年　　月　　日
５申請者	①実習実施者届出受理番号		
	②氏名又は名称		
	③住所		〒　　－ （電話　　―　　―　　）
６技能実習生	①氏名	ローマ字	
		漢字	
	②国籍（国又は地域）		
	③生年月日、年齢及び性別		年　　月　　日（　　才）　性別（　男　・　女　）
７監理団体	①許可番号		
	②名称		
	③住所		〒　　－ （電話　　―　　―　　）
８技能実習の区分			□ Ａ（第一号企業単独型技能実習）□ Ｄ（第一号団体監理型技能実習） □ Ｂ（第二号企業単独型技能実習）□ Ｅ（第二号団体監理型技能実習） □ Ｃ（第三号企業単独型技能実習）□ Ｆ（第三号団体監理型技能実習）

（注意）
１　５欄の①に係る事項には、申請を行うまでに、既に法第 17 条の規定による実施の届出を行い、実習実施者届出受理番号を得ている者について記載を行う。
２　６欄の①に係る事項には、申請書に漢字の氏名が記載された場合について記載を行う。
３　７欄には、団体監理型技能実習の場合について記載を行う。

別記様式第３号（第 17 条関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

※　軽変届出受理番号	

技 能 実 習 計 画　　軽 微 変 更 届 出 書

年　　月　　日

外国人技能実習機構　理事長　殿

届出者

（団体監理型技能実習に係るものである場合の指導証明）

監理団体

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第 17 条の規定により下記のとおり認定計画の軽微な変更の届出をします。

記

<table>
<tr><td colspan="3">１認定番号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">２認定年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">３届出者</td><td colspan="2">①実習実施者届出受理番号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">（ふりがな）
②氏名又は名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">③住所</td><td colspan="4">〒　　－
（電話　　―　　―　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">４技能実習生</td><td rowspan="2">①氏名</td><td>ローマ字</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>漢字</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">②国籍（国又は地域）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">③生年月日、年齢及び性別</td><td colspan="4">年　　月　　日（　　才）　性別（男・女）</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">５認定計画の軽微な変更の内容</td><td>項目</td><td>変更前</td><td>変更後</td><td>変更年月日</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>年　月　日</td></tr>
</table>

6 備考	

（注意）
1　※印欄には、記載をしないこと。
2　３欄の①は、この申請を行うまでに、既に法第 17 条の規定による実施の届出を行い、実習実施者届出受理番号を得ている者については記載すること。
3　４欄の①は、ローマ字で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
4　５欄は、軽微な変更の内容が分かるよう必要に応じ認定計画の該当箇所を別紙として添付するなど、具体的に記載すること。なお、同欄で記載する内容が取次送出機関の氏名又は名称の変更である場合は、当該氏名又は名称の記載に加え、外国人技能実習機構のホームページにおいて公表されている外国の送出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人技能実習機構から提示された整理番号を記載すること。
5　６欄には、軽微な変更の届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先のほか、軽微な変更の届出が必要となった理由を併せて記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第４号（第 18 条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

※　変更認定番号	

技 能 実 習 計 画　　変 更 認 定 申 請 書

年　　月　　日

外国人技能実習機構　理事長　殿

申請者

（団体監理型技能実習に係るものである場合の指導証明）

監理団体

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 11 条第１項の規定により下記のとおり認定計画の変更の認定の申請をします。

記

１認定番号			
２認定年月日			年　　月　　日
３申請者	①実習実施者届出受理番号		
	（ふりがな） ②氏名又は名称		
	③住所		〒　　－ （電話　　―　　―　　）
４技能実習生	①氏名	ローマ字	
		漢字	
	②国籍（国又は地域）		
	③生年月日、年齢及び性別		年　　月　　日（　　才）　性別（男・女）
５団体監理型	①監理団体の許可番号		
	②監理団体の許可の別		□ 一般監理事業　　□ 特定監理事業
	（ふりがな） ③監理団体の名称		

技能実習	④監理団体の住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
	（ふりがな） ⑤監理団体の代表者の氏名	
	（ふりがな） ⑥監理責任者の氏名	
	（ふりがな） ⑦担当事業所の名称	
	⑧担当事業所の所在地	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
	（ふりがな） ⑨計画作成指導担当者の氏名	
	⑩取次送出機関の氏名又は名称（送出機関番号又は整理番号を記載すること。）	送出機関番号　　整理番号

6 認定計画の変更の内容	項目	変更前	変更後	変更年月日
				年　月　日

7 備考	

（注意）
1　※印欄には、記載をしないこと。
2　３欄の①は、この申請を行うまでに、既に法第 17 条の規定による実施の届出を行い、実習実施者届出受理番号を得ている者については記載すること。
3　４欄の①は、ローマ字で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
4　５欄の⑩括弧書きについて、外国人技能実習機構のホームページにおいて公表されている外国の送出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人技能実習機構から提示された整理番号を記載すること。
5　６欄は、変更の内容が分かるよう必要に応じ認定計画の該当箇所を別紙として添付するなど、具体的に記載すること。
6　７欄には、変更の認定の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先のほか、変更の認定の申請が必要となった理由を併せて記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第５号（第 18 条第３項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

技 能 実 習 計 画　変 更 認 定 通 知 書

殿

外国人技能実習機構　理事長　　㊞

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 11 条第１項の規定により変更の申請のあった技能実習計画について、下記のとおり同項の変更の認定をしましたので通知します。

記

１変更認定番号（認定番号）			（　　）
２変更申請年月日			年　　月　　日
３変更認定年月日（認定年月日）			年　　月　　日（　　年　　月　　日）
４技能実習の期間			年　　月　　日　～　　年　　月　　日
５申請者	①実習実施者届出受理番号		
	②氏名又は名称		
	③住所		〒　　－ （電話　　―　　―　　）
６技能実習生	①氏名	ローマ字	
		漢字	
	②国籍（国又は地域）		
	③生年月日、年齢及び性別		年　　月　　日　（　　才）　性別（　男　・　女　）
７技能実習の区分			□ Ａ（第一号企業単独型技能実習）□ Ｄ（第一号団体監理型技能実習） □ Ｂ（第二号企業単独型技能実習）□ Ｅ（第二号団体監理型技能実習） □ Ｃ（第三号企業単独型技能実習）□ Ｆ（第三号団体監理型技能実習）

（注意）
１　５欄の①に係る事項には、申請を行うまでに、既に法第 17 条の規定による実施の届出を行い、実習実施者届出受理番号を得ている者について記載を行う。
２　６欄の①に係る事項には、申請書に漢字の氏名が記載された場合について記載を行う。

別記様式第６号（第19条関係）

第１面

第　　号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
第13条第２項（第35条第２項において準用する場合を含む。）の規定による立入検査証

写

真

職名及び氏名

年　　月　　日生
年　　月　　日交付

法 務 大 臣　　印

厚生労働大臣　　印

第２面

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律抜粋

（報告徴収等）

第13条　主務大臣は、この章（次節を除く。）の規定を施行するために必要な限度において、実習実施者若しくは実習実施者であった者（以下この項及び次条第１項において「実習実施者等」という。）、監理団体若しくは監理団体であった者（以下この項、次条第１項及び第35条第１項において「監理団体等」という。）若しくは実習実施者等若しくは監理団体等の役員若しくは職員（以下この項において「役職員」という。）若しくは役職員であった者（以下この項及び次条第１項において「役職員等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは実習実施者等若しくは役職員等に対し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に関係者に対して質問させ、若しくは実習実施者等若しくは監理団体等に係る事業所その他技能実習に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該主務大臣の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（認定の取消し等）

第16条　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、実習認定を取り消すことができる。

一～三　（略）

四　第13条第１項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五～七　（略）

２　（略）

第３面

（報告徴収等）
第35条　主務大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、団体監理型技能実習関係者（監理団体等又は団体監理型実習実施者若しくは団体監理型実習実施者であった者をいう。以下この項において同じ。）若しくは団体監理型技能実習関係者の役員若しくは職員（以下この項において「役職員」という。）若しくは役職員であった者（以下この項において「役職員等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは団体監理型技能実習関係者若しくは役職員等に対し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に関係者に対して質問させ、若しくは団体監理型技能実習関係者に係る事業所その他団体監理型技能実習に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
２　第13条第２項の規定は前項の規定による質問又は立入検査について、同条第３項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

（許可の取消し等）
第37条　主務大臣は、監理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、監理許可を取り消すことができる。
一～三　（略）
四　この法律の規定若しくは出入国若しくは労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
五　出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
２～４　（略）

第４面

第112条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
一　第13条第１項又は第35条第１項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
二～十二　（略）

第113条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第108条、第109条、第110条（第44条に係る部分に限る。）、第111条及び前条（第12号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ７とすること。

別記様式第７号（第 20 条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

※　届出受理番号	

実　習　実　施　者　　届　出　書

年　　月　　日

外国人技能実習機構　理事長　殿

届出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 17 条の規定により下記のとおり実施の届出をします。

記

１届出者	（ふりがな） ①氏名又は名称	
	②住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
２技能実習計画	①認定番号	
	②認定年月日	
３技能実習を開始した日		年　　月　　日
４備考		

（注意）
１　※印欄には、記載をしないこと。
２　２欄は、認定を受けた技能実習計画が複数あり、同時に技能実習を開始する場合には複数の技能実習計画の全てを記載すること。ただし、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
３　４欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第８号（第 20 条第３項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

実　習　実　施　者　　届　出　受　理　書

殿

外国人技能実習機構　理事長　　㊞

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 17 条の規定による実施の届出について、受理しましたので通知します。

記

１実習実施者届出受理番号		
２届出受理年月日		年　　月　　日
３届出者	①氏名又は名称	
	②住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）

別記様式第９号（第 21 条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

※　困難時届出受理番号	

技 能 実 習 実 施 困 難 時　　届 出 書

年　　月　　日

外国人技能実習機構　理事長　殿

届出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 19 条第１項の規定により下記のとおり技能実習を行わせることが困難となった場合の届出をします。

記

１届出者	①実習実施者届出受理番号		
	（ふりがな） ②氏名又は名称		
	③住所		〒　　－ （電話　　―　　―　　）
２企業単独型技能実習計画	①認定番号		
	②認定年月日		年　　月　　日
	③技能実習の区分		□　第１号企業単独型技能実習　□　第２号企業単独型技能実習 □　第３号企業単独型技能実習
３企業単独型技能実習生	①氏名	ローマ字	
		漢字	
	②国籍（国又は地域）		
	③生年月日、年齢及び性別		年　　月　　日（　　才）　性別（　男　・　女　）

<table>
<tr><td colspan="2">４技能実習を行わせることが困難となった事由並びにその発生時期及び原因</td><td>□　企業単独型実習実施者の都合
（理由　□ 実習認定の取消し　□ 経営上・事業上の理由
□ その他　（　　））
□　企業単独型技能実習生の都合
（理由　□ 病気・怪我　□ 実習意欲の喪失・ホームシック
□ 行方不明（　　年　　月　　日発生）
□ 本国の家族の都合
□ その他　（　　））

上記事由の概要（発生時期、経緯、原因等）
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">５企業単独型技能実習生の現状</td><td>①入国状況</td><td>□　入国前　□　入国済（　　年　月入国）
（「入国前」にチェックマークを付した場合は５②及び③は記載不要。）</td></tr>
<tr><td>②住居の確保</td><td>□　有　□　無</td></tr>
<tr><td>③生活費等の確保</td><td>□　有（休業手当）　□　有（雇用保険）　□　有（生活費等）　□無</td></tr>
<tr><td></td><td>②及び③の具体的状況等（支援実施者、受給開始日等）
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">６企業単独型技能実習の継続のための措置</td><td>企業単独型技能実習生の企業単独型技能実習の継続意思
□　有　□　無
転籍等の連絡調整等の状況、帰国する場合はその理由や予定時期等
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">７備考</td><td></td></tr>
</table>

（注意）
1　※印欄には、記載をしないこと。
2　２欄及び３欄は、認定を受けた技能実習計画が複数あり、同時に技能実習を行わせることが困難となった場合の届出をする場合であって、これらの欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
3　３欄の①は、ローマ字で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
4　４欄には、届出に至った事由につき該当するものにチェックマークを付すこと（実習実施者の事業規模の

縮小等を受けて、技能実習生本人が転籍等を希望している場合は、「企業単独型技能実習生の都合」ではなく、「企業単独型実習実施者の都合」の「経営上・事業上の理由」を選択すること)。また、その発生時期及び原因について具体的に記載すること。なお、技能実習生が技能実習の期間中に途中帰国する場合には、帰国の方針が決まった時点で、帰国日前に届け出ること。

5　５欄の①から③までは、技能実習の継続が困難となった後、次の実習先が見つかるまでの間又は帰国するまでの間の企業単独型技能実習生の現状について該当するものにチェックマークを付すこと。

6　６欄の無にチェックマークを付した場合には、技能実習生に対し、意に反して技能実習を中止して帰国する必要がないことの説明や帰国の意思確認を書面により十分に行った上、技能実習生が途中帰国する方針が決まった時点で、当該書面を添付した上で帰国する前に届け出ること。

7　７欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第10号（第23条第1項関係）　　（日本産業規格A列４）

※実施状況報告 受理番号	

実施状況報告書

年　　月　　日

外国人技能実習機構　理事長　殿

提出者

（団体監理型技能実習に係るものである場合の指導証明）

監理団体

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第21条第１項の規定により、
下記のとおり技能実習の実施の状況に関する報告書を提出します。

記

１報告対象期間		年４月１日　～　　年３月３１日
２実習実施者	①実習実施者届出受理番号	
	（ふりがな） ②氏名又は名称	
	③住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
	④業種	大分類（　、　　）　小分類（　　、　　）
	⑤職種（最も多く受け入れているもの）	コード番号（　　） 職種名（　　）
３報告対象技能実習生数 （上記１の期間中の在籍者に限る。入国後講習中の者 は除く。）		第１号　　人、第２号　　人、第３号　　人

	試験区分		修了者数	うち受検者数	うち合格者数
４技能検定等受検状況（上記３の技能実習生に限る。）	①基礎級程度（第１号修了者）	実技	人	人	人
		学科	人	人	人
	②３級程度（第２号修了者）	実技	人	人	人
		学科	人	人	人
	③２級程度（第３号修了者）	実技	人	人	人
		学科	人	人	人

		第１号技能実習生（入国後講習中の者を除く。）	第２号技能実習生	第３号技能実習生
５労働条件等	（１）実労働日数	平均　　日／月	平均　　日／月	平均　　日／月
	（２）所定内実労働時間数（実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いたもの。）	平均　　時間／月	平均　　時間／月	平均　　時間／月
	（３）超過実労働時間数（早出、残業、休日労働等）	平均　　時間／月	平均　　時間／月	平均　　時間／月
	（４）きまって支給する現金給与額（超過労働給与額を含む。）	平均　　円／月	平均　　円／月	平均　　円／月
	①うち超過労働給与額（時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等）	平均　　円／月	平均　　円／月	平均　　円／月
	②うち通勤手当	平均　　円／月	平均　　円／月	平均　　円／月
	③うち精皆勤手当	平均　　円／月	平均　　円／月	平均　　円／月
	④うち家族手当	平均　　円／月	平均　　円／月	平均　　円／月
	（５）上記１の期間中の賞与、期末手当等特別給与額	平均　　円	平均　　円	平均　　円

	（６）控除額				
		①食費	平均　円／月	平均　円／月	平均　円／月
		②居住費 （水道、光熱費含む。）	平均　円／月	平均　円／月	平均　円／月
		③税・社会保険料	平均　円／月	平均　円／月	平均　円／月
		④その他	平均　円／月	平均　円／月	平均　円／月
	（７）昇給率	①第２号移行時		平均　％	
		②第３号移行時			平均　％

６技能実習の継続が困難となった技能実習生数 （上記１の期間中に限る。）		人
	（うち行方不明者数、割合）	人　％

７他の実習実施者における技能実習の継続が困難となった技能実習生の受入れ状況及び実習先変更支援ポータルサイトへの登録の有無	人数	人
	登録の有無	有　・　無

８地域社会との共生に向けた取組の実施状況		取組概要
	①日本語学習支援	
	②地域社会との交流の機会提供	
	③日本文化を学ぶ機会の提供	
９備考		

（注意）

１　※印欄には、記載をしないこと。

２　２欄の④は、日本標準産業分類の大分類及び小分類の記号及び名称を記載すること。

３　３欄は、技能実習の終了時点（「技能実習実施困難時届出書」を提出した場合を含む。）又は３月31日時点での区分（第１号から第３号まで）に応じた人数を記載すること。

４　５欄の（１）～（６）は、３欄に記載した技能実習生について、区分ごとの平均を算出すること。

５　５欄の（４）の算出に当たっては、月中で技能実習を開始又は終了したことにより当該月の給与額が１か月分に満たない場合は、当該額を除いて１か月あたりの平均額を算出すること。

６　５欄の（７）は、１欄の期間中に第２号又は第３号へ移行した者がいる場合は、当該者の賃金の上昇率（複数人の場合はそれらの賃金の平均上昇率）を記載すること。

７　６欄の行方不明者の割合は、３欄の人数に占める割合を算出すること。

８　８欄は、該当があれば取組概要を記載した上、その具体的内容が分かるものを必要に応じて添付すること。

９　９欄は、報告担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第 11 号（第 24 条及び第 41 条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）
第１面

※　許可番号	
※　許可・更新年月日	

収入印紙
（消印してはならない。）

監理団体　許可申請書
監理団体　許可有効期間更新申請書

年　　月　　日

法務大臣
厚生労働大臣　殿

申請者

申請者は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第 26 条各号に規定する欠格事由（第２面記載）を確認するとともに、そのいずれにも該当しないこと及び監理責任者が同条第５号イ（法第 10 条第 11 号に係る部分を除く。）又はロからニのいずれにも該当しないものであることを誓約し、以下のとおり申請します。

１．法第 23 条第２項の規定により下記のとおり監理団体の許可の申請をします。
２．法第 31 条第２項の規定により下記のとおり監理団体の許可の有効期間の更新の申請をします。

記

１申請者	（ふりがな） ①名称				
	②住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）			
	（ふりがな） ③代表者の氏名				
	④法人番号				
	（ふりがな） ⑤役員の氏名、役職名及び住所		氏名	役職名	住所
		i			〒　　－
		ii			〒　　－

		iii			〒　　－
		iv			〒　　－
		v			〒　　－
		vi			〒　　－
	（ふりがな） ⑥責任役員の氏名				
	⑦外部監査の措置	□　有（外部監査人の氏名又は名称：　　） □　無（指定外部役員の氏名：　　）			
	⑧法人の種類	□商工会議所　□商工会　□中小企業団体 □職業訓練法人　□農業協同組合　□漁業協同組合 □公益社団法人　□公益財団法人　□その他（　　）			
	⑨団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等				
２監理事業を行う事業所	（ふりがな） ①名称				
	②所在地	〒　　－ （電話　　―　　―　　）			
	監理責任者　（ふりがな） ③氏名				
	監理責任者　④住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）			
	※事業所枝番号				
３許可の別		□一般監理事業　□特定監理事業			
４外国の送出機関	①氏名又は名称 （送出機関番号又は整理番号を記載すること。）				
		送出機関番号		整理番号	
	②住所				
	③代表者の氏名				
	④団体監理型技能実習の申込みを取り次いで送り出す技能実習生の国籍又は地域				

５取次ぎを受けずに団体監理型技能実習の申込みを受けようとする場合における団体監理型技能実習の申込みを受ける方法の概要	
６許可年月日	年　　月　　日
７許可番号	
８監理事業を開始する予定年月日	年　　月　　日
９団体監理型技能実習生からの相談に応じる体制の概要	
10 備考	

（注意）

1　※印欄には、記載をしないこと。

2　許可を申請するときは、表題中「監理団体許可有効期間更新申請書」の文字及び第１面上方の２の全文を抹消すること。

3　許可の有効期間の更新を申請するときは、表題中「監理団体許可申請書」の文字及び第１面上方の１の全文を抹消すること。また、２欄の「※事業所枝番号」の「※」の文字を抹消し、該当する事業所の事業所枝番号を記入し、監理団体許可証に事業所枝番号がない場合は「001」を記入すること。なお、事業所枝番号が複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

4　１欄の⑤について、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

5　１欄の⑦は、措置の有無につき該当するものにチェックマークを付すこと。また、「有」の場合には外部監査を実施する者の氏名又は名称を、「無」の場合には指定外部役員の氏名を記載すること。

6　１欄の⑧は、申請者の法人の種類について該当するものにチェックマークを付すこと。

7　１欄の⑨は、移行対象職種・作業である場合には、法務大臣及び厚生労働大臣が別途定めるコード表を参照した上でコード番号、職種名及び作業名を記載すること。また、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

8　法第 27 条第２項の規定により読み替えて適用する職業安定法第 32 条の 12 第１項の規定による届出は、１欄の⑨の記載により行うものとすること。

9　２欄は、申請者が監理事業を行おうとする事業所を全て記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

10　３欄は、申請する事業の区分につき該当するものにチェックマークを付すこと。

11　４欄は、申請者が団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受けることを予定している外国の送出機関を全て記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。同欄の①について、外国人技能実習機構のホームページにおいて公表されている外国の送出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人技能実習機構から提示された整理番号を記載すること。

12　５欄は、申請者が団体監理型技能実習生になろうとする者から直接団体監理型技能実習の申込みを受けようとする場合があるときに記載すること。

13　６欄及び７欄は許可の有効期間の更新を申請するときにのみ、また、８欄は許可を申請するときにのみ、それぞれ記載すること。

14　10 欄は、許可の申請又は許可の有効期間の更新の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

15　収入印紙は、申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。

別記様式第 11 号（第 24 条及び第 41 条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）
第２面

私（申請者）は、法第 26 条各号に規定する下記欠格事由のいずれにも該当しないこと及び監理責任者が同条第５号イ（法第 10 条第 11 号に係る部分を除く。）又はロからニまでのいずれにも該当しないものであることを確認しましたので、その旨をここに誓約します。　□※

（注意）
申請者本人がチェックマークを付すこと。

【法第 26 条各号に規定する欠格事由】

○　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）（抄）
（許可の欠格事由）
第二十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条第一項の許可を受けることができない。
一　第十条第二号、第四号又は第十三号に該当する者
二　第三十七条第一項の規定により監理許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者
三　第三十七条第一項の規定による監理許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、第三十四条第一項の規定による監理事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの
四　第二十三条第一項の許可の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
五　役員のうちに次のいずれかに該当する者があるもの
イ　第十条第一号、第三号、第五号、第六号、第十号又は第十一号に該当する者
ロ　第一号（第十条第十三号に係る部分を除く。）又は前号に該当する者
ハ　第三十七条第一項の規定により監理許可を取り消された場合（同項第二号の規定により監理許可を取り消された場合については、第一号（第十条第十三号に係る部分を除く。）に該当する者となったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた者の役員であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
ニ　第三号に規定する期間内に第三十四条第一項の規定による監理事業の廃止の届出をした場合において、同号の通知の日前六十日以内に当該届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの
六　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

（認定の欠格事由）
第十条　次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。
一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
二　この法律の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定（第四号に規定する規定を除く。）であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
四　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十六条、第百五十九条若しくは第百六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百二条、第百三条の二若しくは第百四条第一項（同法第百二条又は第百三条の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
五　心身の故障により技能実習に関する業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの
六　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
七　第十六条第一項の規定により実習認定を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者
八　第十六条第一項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第三号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取

締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二号、第二十五条第一項第五号及び第二十六条第五号において同じ。）であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

九　第八条第一項の認定の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

十　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第十三号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。）

十一　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

十二　法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

十三　暴力団員等がその事業活動を支配する者

○　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第百三十六号）（抄）

（法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの）

第一条　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。

一　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百十七条（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第八十九条第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項の規定により適用される場合を含む。）、第百十八条第一項（労働基準法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第百十九条（第一号（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第百二十条（第一号（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百二十一条の規定

二　船員法（昭和二十二年法律第百号）第百二十九条（同法第八十五条第一項の規定に係る部分に限る。）、第百三十条（同法第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十五条及び第六十六条（同法第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）及び第百三十一条（第一号（同法第五十三条第一項及び第二項、第五十四条、第五十六条並びに第五十八条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百三十五条第一項の規定（これらの規定が船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）

三　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第六十三条、第六十四条、第六十五条（第一号を除く。）及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条の規定

四　船員職業安定法第百十一条から第百十五条までの規定

五　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十一条の三、第七十一条の四、第七十三条の二、第七十三条の四から第七十四条の六の三まで、第七十四条の八及び第七十六条の二の規定

六　最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定

七　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第四十条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同条第二項の規定

八　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十九条、第五十条及び第五十一条（第二号及び第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

九　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

十　労働者派遣法第五十八条から第六十二条までの規定

十一　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四十八条、第四十九条（第一号を除く。）及び第五十一条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

十二　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定

十三　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十二条から第六十五条までの規定

十四　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定

十五　労働者派遣法第四十四条第四項の規定により適用される労働基準法第百十八条、第百十九条及び第百二十一条の規定、船員職業安定法第八十九条第八項の規定により適用される船員法第百二十九条から第百三十一条までの規定並びに労働者派遣法第四十五条第七項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百十九条及び第百二十二条の規定

○　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号）（抄）

（技能実習に関する業務を適正に行うことができない者）

第十六条の二　法第十条第五号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、精神の機能の障害により技能実習に関する業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

別記様式第12号（第27条第２項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

監　理　事　業　計　画　書

１許可番号	
２監理団体の名称	
（ふりがな） ３監理事業を行う事業所の名称	
４計画対象期間	年　月　日から　年　月　日まで
５実習監理する団体監理型技能実習が行われる地域	□全国 □単一の都道府県内（　　） □複数の都道府県内（　　）
６団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等	
７実習監理する団体監理型実習実施者の見込数	団体監理型実習実施者　　人／法人
８実習監理する団体監理型技能実習生の見込数	第１号団体監理型技能実習生　　人 第２号団体監理型技能実習生　　人 第３号団体監理型技能実習生　　人
９実習監理する団体監理型技能実習生の国籍（国又は地域）の見込み	
10監理事業の実務に従事する職員の数	合計　　人（常勤職員　　人　非常勤職員　　人）
11定期の監査の実施頻度	月に１回以上
12事業所の床面積	㎡

（注意）

１　監理事業を行う全ての事業所ごとに記載すること。

２　１欄は、既に監理団体の許可番号を得ている者について記載すること。

３　４欄は、事業所において事業開始を予定する日から、許可の有効期間の末日が含まれる技能実習事業年度の末日を記載すること。

4　６欄は、移行対象職種・作業である場合には、法務大臣及び厚生労働大臣が別途定めるコード表を参照した上でコード番号、職種名及び作業名を記載すること。また、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
5　７欄から９欄までは、計画対象期間内における見込数を記載すること。
6　12 欄は、事業所のうちの事務所の床面積を記載すること。

別記様式第13号（第34条第２項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

取扱職種範囲等変更命令通知書

殿

法務大臣　㊞

厚生労働大臣　㊞

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第27条第２項により読み替えて適用する職業安定法第32条の12第３項の規定に基づき、取扱職種の範囲等について、下記の理由により変更することを命じます。

記

１許可番号	
（ふりがな） ２監理団体の名称	
３変更内容	
４期限	
５変更理由	

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、法務大臣及び厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

この処分については、審査請求のほか、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第 14 号（第 38 条第 1 項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

許可番号

許可年月日　　年　　月　　日

監　理　団　体　許　可　証

法人の名称

住所

法人の種類

事業所の名称

事業所の所在地

許可の別　　一般監理事業　・　特定監理事業

有効期間　　年　　月　　日から

年　　月　　日まで

取扱職種の範囲等

許可の条件

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 23 条第 1 項の許可を受けた監理団体であることを証明する。

年　　月　　日

法 務 大 臣

厚生労働大臣

事業所枝番号

別記様式第 15 号（第 38 条第２項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

監 理 団 体 許 可 証 再 交 付 申 請 書

年　　月　　日

法 務 大 臣
厚生労働大臣　殿

申請者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 29 条第３項（同法第 31 条第５項及び第 32 条第２項において準用する場合を含む。）の規定により下記のとおり許可証の再交付を申請します。

記

１許可番号		
２許可年月日		年　　月　　日
３監理団体	（ふりがな） ①名称	
	②住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
４監理事業を行う事業所	（ふりがな） ①名称	
	②所在地	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
５再交付申請事由		亡失　・　滅失
６再交付申請事由発生経緯		
７備考		

（注意）

１　６欄は、再交付申請事由発生の経緯を具体的に記載すること。

２　７欄は、許可証の再交付の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第16号（第43条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

※　変更許可番号	
※　変更許可年月日	

収入印紙
（消印してはならない。）

事業区分変更許可申請書
及び許可証書換申請書

年　　月　　日

法務大臣
厚生労働大臣　殿

申請者

１．外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第32条第１項の規定により下記のとおり監理許可に係る事業の区分の変更を申請します。
２．外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第32条第１項の規定により下記のとおり許可証の書換えを申請します。

記

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">１変更の内容</td><td>①変更の内容及び予定日</td><td colspan="4">□　一般監理事業から特定監理事業への変更
（一般監理事業を終える予定日：　　年　　月　　日）
□　特定監理事業から一般監理事業への変更
（一般監理事業を開始する予定日：　　年　　月　　日）</td></tr>
<tr><td>②変更の理由</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">２監理団体</td><td>（ふりがな）
①名称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>②住所</td><td colspan="5">〒　　－
（電話　　―　　―　　）</td></tr>
<tr><td>（ふりがな）
③代表者の氏名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>④法人番号</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">（ふりがな）
⑤役員の氏名、役職名及び住所</td><td></td><td>氏名</td><td>役職名</td><td colspan="2">住所</td></tr>
<tr><td>i</td><td></td><td></td><td colspan="2">〒　　－</td></tr>
</table>

		ii			〒　　－
		iii			〒　　－
		iv			〒　　－
		v			〒　　－
		vi			〒　　－
	（ふりがな） ⑥責任役員の氏名				
	⑦外部監査の措置	□　有（外部監査人の氏名又は名称：　　） □　無（指定外部役員の氏名：　　）			
	⑧法人の種類	□商工会議所　□商工会　□中小企業団体 □職業訓練法人　□農業協同組合　□漁業協同組合 □公益社団法人　□公益財団法人　□その他（　　）			
	⑨団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等				
３監理事業を行う事業所	（ふりがな） ①名称				
	②所在地	〒　　－ （電話　　―　　―　　）			
	監理責任者 ③氏名				
	監理責任者 ④住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）			
	⑤事業所枝番号				
４外国の送出機関	①氏名又は名称（送出機関番号又は整理番号を記載すること。）				
		送出機関番号		整理番号	
	②住所				
	③代表者の氏名				

５取次ぎを受けずに団体監理型技能実習の申込みを受けようとする場合における団体監理型技能実習の申込みを受ける方法の概要	
６許可年月日	年　　月　　日
７許可番号	
８団体監理型技能実習生からの相談に応じる体制の概要	
９備考	

（注意）

1　※印欄には、記載をしないこと。

2　１欄の①は、申請を行おうとする変更について該当するものにチェックマークを付し、予定日を記載すること。

3　２欄の②から５欄まで及び８欄は、変更があったものについてのみ記載をすること。

4　２欄の⑤について、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

5　２欄の⑦は、措置の有無につき該当するものにチェックマークを付すこと。また、「有」の場合には外部監査を実施する者の氏名又は名称を、「無」の場合には指定外部役員の氏名を記載すること。

6　２欄の⑧は、申請者の法人の種類について該当するものにチェックマークを付すこと。

7　２欄の⑨は、移行対象職種・作業である場合には、法務大臣及び厚生労働大臣が別途定めるコード表を参照した上でコード番号、職種名及び作業名を記載すること。また、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

8　３欄は、申請者が監理事業を行おうとする事業所を全て記載すること。同欄の⑤は、監理団体許可証の事業所枝番号を記載し、監理団体許可証に事業所枝番号がない場合は「001」を記載すること。なお、事業所枝番号が複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

9　４欄は、申請者が団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受けることを予定している外国の送出機関を全て記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。同欄の①括弧書きについて、外国人技能実習機構のホームページにおいて公表されている外国の送出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人技能実習機構から提示された整理番号を記載すること。

10　５欄は、申請者が団体監理型技能実習生になろうとする者から直接団体監理型技能実習の申込みを受けようとする場合があるときに記載すること。

11　９欄は、監理許可に係る事業の区分の変更の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

12　収入印紙は、申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。

別記様式第 17 号（第 47 条第１項及び第２項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

※　変更届出受理番号	

変　　更　　届　　出　　書

変更届出書及び許可証書換申請書

年　　月　　日

外国人技能実習機構　理事長　殿

届出者／申請者

１．外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 32 条第３項の規定により下記のとおり変更の届出をします。なお、変更の届出後も、監理団体が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 26 条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約するとともに、監理責任者が同条第５号イ（同法第 10 条第 11 号に係る部分を除く。）又はロからニまでのいずれにも該当しないものであることを誓約します。

２．外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 32 条第６項の規定により下記のとおり許可証の書換えを申請します。

記

１許可番号		
２許可年月日		年　　月　　日
３監理団体	（ふりがな） ①名称	
	②住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
４監理事業を行う事業所	（ふりがな） ①名称	
	②所在地	〒　　－ （電話　　―　　―　　）

<table>
<tr><td rowspan="9">５変更の内容</td><td rowspan="2">①既に申請又は届出をしている事項の変更</td><td>項目</td><td>変更前</td><td>変更後</td><td>変更年月日</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="5">②監理事業を行う事業所の新設</td><td colspan="2">（ふりがな）
ⅰ名称</td><td colspan="2"></td><td rowspan="5">新設年月日
年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">ⅱ所在地</td><td colspan="2">〒　－
（電話　　―　　―　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">監理責任者</td><td>（ふりがな）
ⅲ氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>ⅳ住所</td><td colspan="2">〒　－</td></tr>
<tr><td colspan="2">ⅴ事業所枝番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">③監理事業を行う事業所の廃止</td><td colspan="2">（ふりがな）
ⅰ名称</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">廃止年月日
年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">ⅱ所在地</td><td colspan="2">〒　－
（電話　　―　　―　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">６備考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

（注意）

1　※印欄には、記載をしないこと。

2　変更の内容が許可証の記載事項に該当しない場合は、表題の「変更届出書及び許可証書換申請書」、上方２の全文及び記名欄の「／申請者」を抹消すること。

3　変更の内容が許可証の記載事項に該当する場合は、表題の「変更届出書」を抹消すること。

4　３欄及び４欄は、届出前の事項を記載すること。

5　５欄の①は、変更の内容が分かるよう具体的に記載すること。なお、同欄で記載する内容が外国の送出機関の氏名又は名称の変更である場合は、当該氏名又は名称の記載のみならず、外国人技能実習機構のホームページにおいて公表されている外国の送出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人技能実習機構から提示された整理番号を記載すること。

6　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 27 条第２項の規定により読み替えて適用する職業安定法第 32 条の 12 第１項の規定による届出は、５欄の①の記載により行うものとすること。

7　５欄の②は、新設する全ての事業所について記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、事業所を新設する理由を６欄に具体的に記載すること。

8　５欄の③は、廃止する全ての事業所について記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、事業所を廃止した理由を６欄に具体的に記載すること。

9　６欄には、変更の届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第 18 号（第 48 条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

※　困難時届出受理番号	

技 能 実 習 実 施 困 難 時　　届 出 書

年　　月　　日

外国人技能実習機構　理事長　殿

届出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 33 条第１項の規定により下記のとおり技能実習を行わせることが困難となった場合の届出をします。

記

１届出者	①許可番号		
	（ふりがな） ②名称		
	③住所		〒　　－ （電話　　―　　―　　）
２団体監理型実習実施者	①実習実施者届出受理番号		
	（ふりがな） ②氏名又は名称		
	③住所		〒　　－ （電話　　―　　―　　）
３団体監理型技能実習計画	①認定番号		
	②認定年月日		年　　月　　日
	③技能実習の区分		□　第１号団体監理型技能実習　□　第２号団体監理型技能実習 □　第３号団体監理型技能実習
４団体監理型技能実習生	①氏名	ローマ字	
		漢字	
	②国籍（国又は地域）		
	③生年月日、年齢及び性別		年　　月　　日（　　才）　性別（　男　・　女　）
５団体監理型実習実施者からの通知の有無			□　有（通知日：　　年　　月　　日） □　無

<table>
<tr><td colspan="2">６技能実習を行わせることが困難となった事由並びにその発生時期及び原因</td><td>□　監理団体の都合
（理由　□ 監理許可の取消し　□ 監理事業の廃止
□ その他　（　））
□　団体監理型実習実施者の都合
（理由　□ 実習認定の取消し　□ 経営上・事業上の理由
□ その他　（　））
□　団体監理型技能実習生の都合
（理由　□ 病気・怪我　□ 実習意欲の喪失・ホームシック
□ 行方不明（　　年　　月　　日発生）
□ 本国の家族の都合
□ その他　（　））

上記事由の概要（発生時期、経緯、原因等）
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">７団体監理型技能実習生の現状</td><td>①入国状況</td><td>□　入国前　□　入国済（　　年　月入国）
（「入国前」にチェックマークを付した場合は７②及び③は記載不要。）</td></tr>
<tr><td>②住居の確保</td><td>□　有　□　無</td></tr>
<tr><td>③生活費等の確保</td><td>□　有（休業手当）　□　有（雇用保険）　□　有（生活費等）　□　無</td></tr>
<tr><td></td><td>②及び③の具体的状況等（支援実施者、受給開始日等）
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">８団体監理型技能実習の継続のための措置</td><td>団体監理型技能実習生の団体監理型技能実習の継続意思
□　有　□　無
転籍等の連絡調整等の状況、帰国する場合はその理由や予定時期等
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">９備考</td><td></td></tr>
</table>

（注意）
1　※印欄には、記載をしないこと。
2　３欄及び４欄は、認定を受けた技能実習計画が複数あり、同時に技能実習を行わせることが困難となった場合の届出をする場合であって、これらの欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
3　４欄の①は、ローマ字で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
4　５欄には、団体監理型実習実施者からの通知の有無につき該当するものにチェックマークを付すこと。
5　６欄には、届出に至った事由につき該当するものにチェックマークを付すこと（実習実施者の事業規模の縮小等を受けて、技能実習生本人が転籍等を希望している場合は、「団体監理型技能実習生の都合」ではなく、「団体監理型実習実施者の都合」の「経営上・事業上の理由」を選択すること）。また、その発生時期及び原因について具体的に記載すること。なお、技能実習生が技能実習の期間中に途中帰国する場合には、帰国の方針が決まった時点で、帰国日前に届け出ること。
6　７欄の①から③までは、技能実習の継続が困難となった後、次の実習先が見つかるまでの間又は帰国するまでの間の団体監理型技能実習生の現状につき該当するものにチェックマークを付すこと。
7　８欄の無にチェックマークを付した場合には、技能実習生に対し、意に反して技能実習を中止して帰国する必要がないことの説明や帰国の意思確認を書面により十分に行った上、技能実習生が途中帰国する方針が決まった時点で、当該書面を添付した上で帰国する前に届け出ること。
8　９欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第 19 号（第 49 条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

※　休廃止届出受理番号	

事　業　廃　止　届　出　書
事　業　休　止　届　出　書

年　　月　　日

外国人技能実習機構　理事長　殿

届出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 34 条第１項の規定により下記のとおり届出をします。

記

１許可番号		
２許可年月日		年　　月　　日
３監理団体	（ふりがな） ①名称	
	②住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
４監理事業を行う事業所	（ふりがな） ①名称	
	②所在地	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
５廃止又は休止の予定日		年　　月　　日
６休止する事業の範囲及び休止期間		
７廃止又は休止する理由		

<table>
<tr><td rowspan="16">８実習監理を行った団体監理型技能実習に係る事項</td><td colspan="3">①実習実施者届出受理番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">（ふりがな）
②団体監理型実習実施者の氏名又は名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="14">③技能実習計画</td><td rowspan="3">i</td><td>認定番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">団体監理型技能実習生の氏名</td><td>ローマ字</td><td></td></tr>
<tr><td>漢字</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">ii</td><td>認定番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">団体監理型技能実習生の氏名</td><td>ローマ字</td><td></td></tr>
<tr><td>漢字</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">iii</td><td>認定番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">団体監理型技能実習生の氏名</td><td>ローマ字</td><td></td></tr>
<tr><td>漢字</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">iv</td><td>認定番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">団体監理型技能実習生の氏名</td><td>ローマ字</td><td></td></tr>
<tr><td>漢字</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">９団体監理型技能実習継続のための措置</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">10 備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（注意）

1　※印欄には、記載をしないこと。

2　届出の内容が事業の廃止の場合には表題の「事業休止届出書」を、事業の休止の場合には表題の「事業廃止届出書」を抹消すること。

3　３欄及び４欄は、届出前の事項を記載すること。

4　４欄は、監理事業を行う事業所の全てを記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

5　６欄は、届出の内容が事業の休止の場合にのみ記載すること。

6　７欄は、廃止又は休止する理由について具体的に記載すること。

7　８欄は、直近の許可の有効期間において実習監理を行った団体監理型技能実習に係る事項について全て記載すること。また、団体監理型実習実施者ごとに、届出の際に現に実習監理を行っていた技能実習計画について記載すること。その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

8　10 欄は、休廃止の届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第20号（第50条関係）

第１面

第　　号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
第35条第２項において準用する同法第13条第２項の規定による立入検査証
（同第104条第１項に規定する報告徴収等のみを担当する職員の身分を示す証明書に限る。）

写

真

職名及び氏名

年　　月　　日生
年　　月　　日交付

＿＿＿＿＿＿　　印

第２面

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律抜粋

（報告徴収等）
第13条　（略）
２　前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該主務大臣の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告徴収等）
第35条　主務大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、団体監理型技能実習関係者（監理団体等又は団体監理型実習実施者若しくは団体監理型実習実施者であった者をいう。以下この項において同じ。）若しくは団体監理型技能実習関係者の役員若しくは職員（以下この項において「役職員」という。）若しくは役職員であった者（以下この項において「役職員等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは団体監理型技能実習関係者若しくは役職員等に対し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に関係者に対して質問させ、若しくは団体監理型技能実習関係者に係る事業所その他団体監理型技能実習に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
２　第13条第２項の規定は前項の規定による質問又は立入検査について、同条第３項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第３面

（許可の取消し等）
第37条　主務大臣は、監理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、監理許可を取り消すことができる。
一～三　（略）
四　この法律の規定若しくは出入国若しくは労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
五　出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
２～４　（略）

（監理責任者の設置等）
第40条　（略）
２　（略）
３　監理団体は、団体監理型実習実施者が、団体監理型技能実習に関し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反しないよう、監理責任者をして、必要な指導を行わせなければならない。
４　監理団体は、団体監理型実習実施者が、団体監理型技能実習に関し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反していると認めるときは、監理責任者をして、是正のため必要な指示を行わせなければならない。
５　監理団体は、前項に規定する指示を行ったときは、速やかに、その旨を関係行政機関に通報しなければならない。

（権限の委任等）
第104条　主務大臣は、政令で定めるところにより、第35条第１項の規定による報告の徴収、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭の命令、質問又は立入検査（第40条第３項から第５項までの規定を施行するために行うものに限る。）（次項及び次条において「報告徴収等」という。）の権限の一部を国土交通大臣に委任することができる。
２～６　（略）

第４面

（職権の行使）
第105条　主務大臣は、報告徴収等に関する事務について、第35条第１項に規定する当該主務大臣の職員の職権を労働基準監督官に行わせることができる。
２　国土交通大臣は、主務大臣の権限が前条第１項の規定により国土交通大臣に委任された場合には、報告徴収等に関する事務について、第35条第１項に規定する当該主務大臣の職員の職権を船員労務官に行わせることができる。

第112条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
一　第13条第１項又は第35条第１項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
二～十二　（略）

第113条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第108条、第109条、第110条（第44条に係る部分に限る。）、第111条及び前条（第12号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ７とすること。

別記様式第21号（第51条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

事　業　区　分　変　更　通　知　書

殿

法 務 大 臣　㊞

厚生労働大臣　㊞

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第25条第１項第７号の基準に適合しなくなったと認めるため、同法第37条第２項の規定により、職権で、一般監理事業許可を特定監理事業許可に変更しましたので通知します。

記

１許可番号	
（ふりがな） ２監理団体の名称	
３変更理由	

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、法務大臣及び厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

この処分については、審査請求のほか、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第22号（第55条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）
第１面　Ｄ・Ｅ・Ｆ

※　監査報告受理番号	

監　　査　　報　　告　　書

年　　月　　日

外国人技能実習機構　理事長　殿

提出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第42条第１項の規定により、下記のとおり監査報告書を提出します。

記

１許可番号		
（ふりがな） ２監理団体の名称		
３監理事業を行う事業所	（ふりがな） ①名称	
	②事業所枝番号	
４監査対象実習実施者	①実習実施者届出受理番号	
	（ふりがな） ②氏名又は名称	
	③住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
	④技能実習生の数	合計　　人（第１号　　人、第２号　　人、第３号　　人）
	⑤技能実習責任者	
	⑥技能実習指導員	
	⑦従前の監査の実施の有無	有（直近の実施日　　月　　日）　・　無
５監査実施日		年　　月　　日
６監査実施者	①監理責任者	
	②補助者	

７実地に確認した場所	①事業所	住所：
	②実習実施場所	住所：
	③宿泊施設	住所：
８技能実習責任者及び技能実習指導員からの報告		実施　・　未実施
９技能実習生との面談	①人数	合計　　人（第１号　　人、第２号　　人、第３号　　人）
	②技能実習生の氏名等	認定番号：　　、氏名：
		認定番号：　　、氏名：
		認定番号：　　、氏名：
		認定番号：　　、氏名：
		認定番号：　　、氏名：
10 設備の確認及び帳簿書類の閲覧		実施　・　未実施
11 宿泊施設その他の生活環境の確認		実施　・　未実施
12 特記事項		
13 監査結果		
14 総合講評		
15 備考		

（注意）
1　※印欄には、記載をしないこと。
2　３欄の②については、事業所枝番号がある場合に記載すること。
3　６欄の②については、監理責任者の指揮の下に、監査の実務を担当する監理団体の役職員を記載すること。
4　９欄の②については、面談を行った技能実習生に係る技能実習計画の認定番号と氏名を記載すること。その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
5　12 欄には、技能実習生が従事する業務の性質上、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第 52 条第１号に規定する方法により監査を行うことができなかった場合に、その理由と他の適切な監査方法を記載すること。
6　14 欄については、今回の監査結果に対する監理団体としての評価を簡潔に記載すること。
7　15 欄には、報告に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば、併せて記載すること。

別記様式第 23 号（第 55 条第２項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

※　事業報告受理番号	

事　　業　　報　　告　　書

年　　月　　日

外国人技能実習機構　理事長　殿

提出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 42 条第２項の規定により、下記のとおり監理事業に関する事業報告書を提出します。

記

１報告対象技能実習事業年度		年度（　　年　４月　１日　～　　年　３月 31 日）
２許可番号		
３監理団体	（ふりがな） ①名称	
	②住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
４監理事業を行う事業所	（ふりがな） ①名称	
	②所在地	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
	③事業所枝番号	
５実習監理した団体監理型実習実施者の数		団体監理型実習実施者　　人／法人
６実習監理した団体監理型技能実習生の数		計　　人（第１号　　人、第２号　　人、第３号　　人）
７実習監理した団体監理型技能実習生の国籍（国又は地域）及び人数		（第１号　　人、第２号　　人、第３号　　人）
		（第１号　　人、第２号　　人、第３号　　人）
		（第１号　　人、第２号　　人、第３号　　人）

８監理事業の実務に従事した職員の数	合計　　人（常勤職員　　人　非常勤職員　　人）

		受講者名	受講講習名	受講年月日
９実施体制	①監理責任者の講習受講歴			
	②監理責任者以外の役職員の講習受講歴			

	試験区分		受検対象者数（A）			合格者数（B）	合格率（B／A）
			(a)修了者数	(b)やむを得ない不受検者数	(A)=(a)-(b)		
10技能検定等受検状況	①基礎級程度（第１号修了者）		人	人	人	人	%
	②３級程度（第２号修了者）	実技	人	人	人	人	%
	③２級程度（第３号修了者）	実技	人	人	人	人	%

試験区分		受検者数（A）	合格者数（B）	合格率（B／A）
④３級程度（第２号修了者）	学科	人	人	%
⑤２級程度（第３号修了者）	学科	人	人	%

11行方不明者の発生状況	行方不明者　　人　（行方不明率　　%）

12他の実習実施者における技能実習の継続が困難となった技能実習生の受入れ状況及び実習先変更支援ポータルサイトへの登録の有無	人数	人
	登録の有無	有　・　無

		概要
13地域社会との共生に向けた取組の実施状況	①日本語学習支援	
	②地域社会との交流の機会提供	
	③日本文化を学ぶ機会の提供	

14 監理費徴収実績	別紙のとおり
15 備考	

（注意）
1　※印欄には、記載をしないこと。
2　１欄は、報告を行おうとする技能実習事業年度について記載すること。
3　４欄の③は、事業所枝番号がある場合について記載すること。
4　５欄は、報告対象技能実習事業年度内に実習監理した団体監理型実習実施者の数について記載すること。
5　６欄は、報告対象技能実習事業年度内に実習監理した団体監理型技能実習生の数について記載すること。
6　７欄は、報告対象技能実習事業年度内に実習監理した団体監理型技能実習生の国籍（国又は地域）及び人数について記載すること。その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
7　９欄は、報告対象技能実習事業年度内に講習を受講した者の全てについて記載すること。受講した者が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
8　10 欄は、実習監理した団体監理型技能実習生のうち報告対象技能実習事業年度内に各段階の技能実習を修了し、又は修了する予定であった技能実習生について記載すること。したがって、報告対象技能実習事業年度内に受検した者であっても、その段階の技能実習の修了予定が次技能実習事業年度の場合は、次技能実習事業年度の本報告書に計上すること。
　また、やむを得ない不受検者とは、報告対象技能実習事業年度に技能実習を修了し、又は修了する予定であったが、実習実施者や監理団体の責めによらない行方不明、技能実習生の事情による途中帰国、技能実習生の病気や怪我により受検機会を逃した場合など、実習実施者や監理団体の責めによらない事情により、技能検定等を受検しなかった者をいう。
9　11 欄は、実習監理した団体監理型技能実習生のうち報告対象技能実習事業年度内に行方不明となった者について記載し、行方不明率については、６欄の記載の対象となる実習監理した団体監理型技能実習生の数を分母として算出し記載すること。
10　12 欄は、他の監理団体が実習監理していた技能実習生のうち、新たに技能実習計画の認定を受けて実習監理を行うこととなった者について記載すること。
11　13 欄は、各項目について該当するものがあれば概要欄に記載した上、その内容が分かる別紙を必要に応じ添付すること。
12　14 欄は、本様式別紙に必要事項を記載した上、当該別紙を提出すること。
13　15 欄は、報告に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば、併せて記載すること。
14　一般監理事業に係る監理許可を受けた監理団体については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第 31 条の基準を満たすことを明らかにする書類を添付すること。

別記様式第23号（第55条第２項関係）別紙　　（日本産業規格Ａ列４）

監　理　団　体　名　：
許　可　番　号　：

①徴収した実習実施者数	人/法人

②徴収した技能実習生数	
Ⅰ定期費用	②Ⅰ　人
Ⅱ不定期費用	②Ⅱ　人

③技能実習生１名当たりの監理費の額	
Ⅰ定期費用	③Ⅰ　(④ⅠA÷③M)　0 円／月
合計在籍月	③M　月
Ⅱ不定期費用	③Ⅱ　(④ⅠB÷②Ⅱ)　0 円

④徴収額内訳		定期費用	不定期費用
Ⅰ総計		④ⅠA　(④Ⅱa+④Ⅲa+④Ⅳa+④Ⅴa)　0 円	④ⅠB　(④Ⅱb+④Ⅲb+④Ⅳb+④Ⅴb)　0 円
Ⅱ職業紹介費	計	④Ⅱa　0 円	④Ⅱb　0 円
	募集・選抜に要する費用	円	円
	健康診断費用	円	円
	外国の送出機関へ支払う費用	円	円
	その他の職業紹介に要する費用	円	円
Ⅲ講習費	計	④Ⅲa　0 円	④Ⅲb　0 円
	入国前講習に要する費用	円	円
	入国後講習に要する費用	円	円
	入国後講習における手当	円	円
	その他の講習に要する費用	円	円
Ⅳ監査指導費	計	④Ⅳa　0 円	④Ⅳb　0 円
	監査に要する費用	円	円
	訪問指導に要する費用	円	円
	その他の監査指導に要する費用	円	円
Ⅴその他諸経費	計	④Ⅴa　0 円	④Ⅴb　0 円
	来日渡航費	円	円
	一時帰国のための渡航費	円	円
	帰国のための渡航費	円	円
	事務所経費	円	円
	上記以外の費用	円	円

別記様式第23号（第55条第２項関係）別紙　　（日本産業規格Ａ列４）

⑤支出額内訳		
Ⅰ総計		⑤Ⅰ　（⑤Ⅱ＋⑤Ⅲ＋⑤Ⅳ＋⑤Ⅴ） 0　円
Ⅱ職業紹介費	計	⑤Ⅱ 0　円
	募集・選抜に要する費用	円
	健康診断費用	円
	外国の送出機関へ支払う費用	円
	その他の職業紹介に要する費用	円
Ⅲ講習費	計	⑤Ⅲ 0　円
	入国前講習に要する費用	円
	入国後講習に要する費用	円
	入国後講習における手当	円
	その他の講習に要する費用	円
Ⅳ監査指導費	計	⑤Ⅳ 0　円
	監査に要する費用	円
	訪問指導に要する費用	円
	その他の監査指導に要する費用	円
Ⅴその他諸経費	計	⑤Ⅴ 0　円
	来日渡航費	円
	一時帰国のための渡航費	円
	帰国のための渡航費	円
	事務所経費	円
	上記以外の費用	円

別記様式第24号（第64条関係）

第１面

第　　号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
第100条第２項において準用する同法第13条第２項の規定による立入検査証

写

真

職名及び氏名

年　　月　　日生
年　　月　　日交付

法 務 大 臣　　印

厚生労働大臣　　印

第２面

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律抜粋

（報告徴収等）
第13条　（略）
２　前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該主務大臣の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告及び検査）
第100条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又は当該職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
２　第13条第２項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第３項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第112条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
一～十一　（略）
十二　第100条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合におけるその違反行為をした機構の役員又は職員

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ７とすること。